

令和元年 12月

令和 2 年度研修実施計画（案）についての説明

裁判所職員総合研修所

1 研修実施計画策定に当たっての基本的な考え方

裁判所職員総合研修所では、社会経済情勢の変化や価値観の多様化等の諸情勢、特に、近時、組織運営の適正確保に対する国民の目が一層厳しいものになっている状況にあることを踏まえ、国民の期待と負託に応えることができる裁判所職員を育成していくという観点から、現在及び将来にわたる事務の質の維持・向上を目指した諸施策の進展状況も見据え、各種集合研修を計画・実施している。その基本的な視点は、次のとおりである。

- ① 裁判所を取り巻く状況の変化に適切に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員を育成する。
- ② 各職場におけるOJTとの効果的な連携を意識した研修の充実を図る。
- ③ 裁判官を含めた各職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を図る。
- ④ 社会情勢の変化や法改正の趣旨等を踏まえ、時宜に応じた課題に対応する。

2 令和 2 年度研修実施計画

(1) 概要

令和 2 年度研修実施計画は、上記の視点を踏まえ、事務総局及び各高裁とも連携を密にしながら、職員の現状や課題、職場のニーズを的確に把握、分析した上で、令和元年度の実施状況等を踏まえて、時宜にかなった適切な研修の企画実施に努めていきたいと考えている。その概要是、別添「令和 2 年度研修実施計画（案）」のとおりである。

(2) 中間管理者研修について

令和元年度から管理職に対する階層別研修の一部を見直し、中間管理者研修Ⅰ【8】及び中間管理者研修Ⅱ【9】を実施することとしたところ、中間管理者研修Ⅱについては、研修の対象となる層の職員数等を踏まえて、令和2年度は、実施回数は2回を維持し、令和元年度の各回約60人（合計約120人）から各回約80人（合計約160人）に増やして実施することとした。

(3) 係長等（会計担当）研修【26】について

対象係長等で既にこの研修を受けている者が多く、対象者の選定が困難な庁もあるため、参加人数を見直すことができないかという意見が高裁から提出された。高裁によって個々の事情は異なるが、参加候補とできる人数が減少しているという傾向は全国的に見受けられることから、令和2年度については実施規模を70人程度から60人程度に修正することとした。

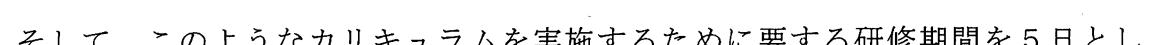
(4) 書記官ブラッシュアップ研修について

書記官ブラッシュアップ研修【36】は、任官後5年以上経過した中堅層の書記官を対象に、環境の変化に対応できる柔軟な思考力や豊かな表現力等を備え、職場でこれを十分に発揮できるよう、主体的かつ積極的に研修に取り組むことによって、書記官としての基本的資質・能力を磨き、その後の執務の質の向上につなげていく契機とすることを目的とし、書記官の育成目標である「事務の法的根拠を確認しその目的を見定め、常に合理的な事務を追及できる書記官」への成長を見据えて実施される研修である。

裁判所を取り巻く諸情勢の変化に的確に対応していくためには、書記官の資質・能力をより高めていくことが必須であり、書記官研修体系の中核となる本研修について、より上記目的に適ったものとなるよう、令和2年度から、カリキュラム編成を見直すこととした。

見直しの基本方針としては、書記官事務の知識付与やその再確認といった色彩の強いカリキュラムをスリム化するとともに、担当分野を問わず問題点を把握し、原因を分析・検討して課題を明確化し、解決策を立案して行動するため

の基盤となる能力（論理的思考力、分析力、表現力、折衝力等）の伸長を中心とした上で、組織的な視点のかん養を図っていくためのカリキュラムをより一層充実させる。



そして、このようなカリキュラムを実施するために要する研修期間を 5 日とした。

(5) 裁判所書記官養成課程及び家庭裁判所調査官養成課程について

裁判所に係属する事件の複雑困難化等、書記官及び家裁調査官を取り巻く状況の変化に対応し、より質の高い書記官及び家裁調査官を養成していくために、書記官及び家裁調査官の養成課程を見直すこととした。

具体的には、書記官養成課程及び家裁調査官養成課程について、3月初旬に養成課程を修了していた運用を見直し、いずれも養成課程の修了日を3月25日頃とすることで、研修日数を確保して、各養成課程を更に充実したものとする。また、書記官養成課程については、新たに第1期研修（養成課程第一部）や裁判事務修習（養成課程第二部）前に予修期修習を設けることで、所属庁等で裁判実務を広く見聞する機会を与えて養成課程の円滑な導入を図り、より効果的な研修が進められるようにする。

見直しの時期は、書記官養成課程第一部は令和3年度入所から、書記官養成課程第二部及び家裁調査官養成課程については令和2年度入所からとする。こ

の見直しに伴い、令和2年度入所の書記官養成課程第二部第17期【62】の第1期の開始時期を令和2年10月16日に、令和2年度入所の家裁調査官養成課程第17期【64】の後期合同研修の開始時期を令和3年9月中旬に、それぞれ変更するとともにこれらの養成課程第17期の修了日を令和4年3月25日に変更する。

(6) その他の研修について

令和2年度から3年度にかけて実施が予定されている裁判事務支援システム（簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分）の導入展開に先立ち、各裁判所のシステム導入事務担当者を対象として、裁判事務支援システム（簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分）導入研修【31】を、簡裁民事及び支払督促事件部分と高裁刑事及び簡裁刑事事件部分に分けた上で、それぞれ2日日程で3回ずつ（計6回）実施することとした。なお、同研修については、システムの導入展開時期に合わせて、令和3年度にも実施することを予定している。

採用試験事務担当者研究会【32】について、管理職員以外で採用試験事務を担当する職員も対象にするため、対象者を採用試験事務を担当する管理職員等とした。

(7) 各職種共通の組織課題、実施研修総数等について

以上に加えて、各職種共通の組織課題として、組織運営の適正の確保や障害者等に対する配慮を含む人権意識のかん養等についても、引き続き効果的な研修の在り方を検討し、カリキュラム等に反映させていきたいと考えている。

実施する研修の総数については、令和元年度から大きな変更はないが、令和元年度に実施していない総括執行官研究会【21】については、隔年実施していることから、令和2年度は実施する計画案となっている。

(8) 研修実施時期について

それぞれの中央研修の目的やねらいを踏まえ、平成31年度（令和元年度）

研修実施計画において、効果的と思われる実施時期を検討し、大きく見直したところであり、令和2年度においては、基本的に令和元年度の実施時期を維持する予定である。ただし、令和元年度において家庭裁判所調査官特別研修【18】（第1回）と中間管理者研修Ⅱ【9】（第1回）の実施時期が重なっていたところ、両研修の参加者調整が困難である旨の意見が高裁から提出されたことから、令和2年度は、家庭裁判所調査官特別研修【18】（第1回）を1週間前倒しして10月20日（火）から同月23日（金）までの4日間を実施時期とすることとした。

（9）研修計画協議会【7】

実施時期については、従前どおり1月を維持し、同協議会における意見交換のテーマについては、各種研修の実施状況等を踏まえつつ、各高裁からも意見交換テーマについて意見を聴くなどした上で、実施内容を決定することとしたい。

（10）その他

研修期間の表記について、休日を除く実日数にするとともに、端数の表記を整理し、0.5日を切り上げる形で全て1日単位とした。これに伴い、次席家庭裁判所調査官等研究会【5】、研修計画協議会【7】、主任家庭裁判所調査官研修【10】、家事特別研究会【17】、速記官中央研修【20】、統括執行官研究会【21】、新任執行官研修【23】、情報セキュリティ研修【29】及び事務官専門研修【39】の表記が変わったが、研修期間そのものは令和元年度と変わらない。なお、研修期間の表示としては前年度と変わらない場合も含めて、研修日程に実際に増減があり、旅行日に変更が生じる場合には、個別の研修ごとにその旨を連絡する予定である。